

◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
おおぬきこどもの家	上越市大貫三丁目13 番3号 （旧上越市大字大貫 2330番地8）	遊びの広間	89.30	平成25年12月1日
		図書室	33.10	